

## パブリック・コメントで寄せられた御意見とSDGs推進本部の考え方

持続可能な開発目標(SDGs)推進本部では、同推進本部の幹事会において策定された我が国としての取組の指針(SDGs実施指針)の骨子について、10月19日から11月1日まで広く国民等からの意見を公募(パブリックコメントを実施)しました。その結果、合計190件以上の御意見をいただきました。頂いた御意見は、SDGs推進本部として真摯に受け止め、今次実施指針の策定に当たり、参考にさせていただきました。また、今後、同実施指針に基づいてSDGs達成に向けた国内外の取組を進めるに当たっても参考にさせていただきます。

頂いた主な御意見の概要及びSDGs推進本部の考え方を下記の通りまとめましたので、公表いたします。

御意見の概要	SDGs推進本部の考え方
【本文】	
【総論】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人間の安全保障」を実施指針の指導理念の最上位に明記すべき。(同旨多数)</li> <li>・「SDGs: 思いやりのある人になりたい」という副題で普及すべき。(同旨多数)</li> <li>・在日外国人、難民等脆弱な人々に対しても対応策を検討してほしい。</li> <li>・地球環境問題への日本としての正しい取組をもっと増やすことが必要。</li> <li>・SDGsの基本理念及び17の目標に照らして、省庁の枠を越えて対応策を検討することが重要。</li> <li>・今次実施指針をSDGsについての優れた分かりやすい文書として評価。</li> <li>・「主要原則」や「体制」で「人権の尊重」が明記されている点を評価。</li> <li>・日本政府が総理を本部長とする「SDGs推進本部」を設置し、全省庁の参加によりSDGs政策の形成を進めていることを高く評価。また、推進本部の枠組みの中に、マルチステークホルダー・プロセスが公式に位置づけられていることも高く評価。</li> <li>・日本のTransformationすべき課題(案)を示すべき。特に既存の政策では対応できず、新たなアプローチが必要な課題について継続的な国民議論をするための場を確保してもらいたい。</li> <li>・SDGs実施指針は、全体的に極めて抽象的で中身がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本実施指針は、SDGs推進本部の下政府一体となって、二度に亘る有識者等との意見交換(SDGs推進円卓会議)や本パブリックコメント等を通じて、主要なステークホルダーを始めとする広範な国民の意見を聴取した上で策定されたものです。</li> <li>●指針本文では、序文と現状分析に続き、SDGsの達成に向けて我が国が国内実施と国際協力に取り組むに当たってのビジョンと優先課題、実施のための原則、推進に向けた体制、フォローアップ・レビューについて記述しました。</li> <li>●頂いたご意見については、指針本文において可能な限り反映することとし、「人権の尊重」等の要素を実際に盛り込みました。今後の実施の段階においても、頂いた御意見を踏まえつつ、広範なステークホルダーの参画の下で、本実施指針の取組状況の確認や見直しを行っていく考えです。</li> </ul>

## 【その他個別の提案】

- ・学校教育でのSDGsに言及すべき。文部科学省で策定中の新学習指導要領に「SDGs」への具体的な記述を提案。「SDGs、ESD」の達成と促進のための様々な具体的な政策や仕組み作りを提案。(同旨多数)
- ・地元の伝統的な暮らしを学ぶ教育を始めるべき。
- ・「girl」の日本語訳を「女兒」としているのは誤訳。若年女性という単語を含めてほしい。
- ・エネルギー教育を十分に行うような制度を作るべき。
- ・SDGsの実現に資する公共調達の仕組みを検討・推進すべき。
- ・東北の復興にSDGsモデル市町村をアピールすることが重要。
- ・UHC (SDG3.8)だけでなく、社会保障 (SDG 1.3) や不平等是正 (SDG10.4) とも関連付けて指針を検討し、国際的に発信すべき。
- ・世界的な基準で国内の外国人の健康への取組も、実施指針に記載すべき。
- ・公正を保ち不徳な者による不正な競争や違法な税金の節約は許さないようにすべき。

●具体的な個別の施策については、指針本文に示された8つの優先課題ごとに、SDGsの達成に向けて関係省庁が取り組む具体的な国内・国外施策を取りまとめたものを、付表に掲げました。現時点では、我が国がSDGs達成に向けて取り組むべき施策をできる限り網羅するよう努めたものとなっています。

●頂いた御意見も参考にしつつ、今後の実施の段階においても、広範なステークホルダーの参画の下で、本実施指針の取組状況の確認や見直しを行っていく考えです。

## 【1 序文】

- ・序文冒頭の「保健、防災、女性」につき、女性を「ジェンダー平等」に変更すべき。(同旨多数)
- ・序文冒頭に環境を追記し、「保健、防災、女性、環境」とすべき。
- ・「経済成長や社会作り」に社会福祉の取組を追加して、「経済成長や社会作り、社会福祉」とすべき。
- ・水俣病など、公害問題や過剰な開発に対する課題などを経て、現在があることが一切書かれていない。
- ・経済先進国としての責任と実績を明記して欲しい。「いわば課題解決先進国、および経済的に大きく発展をとげた経済先進国としても」と修正すべき。
- ・自画自賛的な表現を組み込む必要はない。「先駆者」「課題解決先進国」という書きぶりは、過大評価に過ぎる。
- ・ロールモデルを目指すのではなく、各国と話しあうプラットフォームとなるような役割を果たすことを目指すべきではないか。日本がアジアの開発途上国から学ぶことも少なくないと理解。
- ・世界のロールモデルとなることを目指し、国内実施、国際協力の両面において取組を進めていくことを目指すとした点に賛同。
- ・明記すべき理念として、「すべての人の人権の実現」と「ステークホルダーとのパートナーシップによる実現」を提案。
- ・「国内のあらゆる主体が当事者として参画する」ことを追記すべき。
- ・格差が広がらない、格差を縮める方向で、多様な分野の施策、制度を充実させていくべきである。

●骨子では、序文において、冒頭から2030アジェンダに対する我が国の基本的な考えを記述していましたが、指針本文を作成する際には、国内的に未だ2030アジェンダの認知度が十分でないことも踏まえて、最初に2030アジェンダが採択された背景と、なぜ日本が国内実施及び国際協力の両面で取組んで行く必要があるのかという、日本にとっての意味を記述することとしました。

●その上で、「2 現状の分析」において、SDGsの経済、社会、環境の3側面に関連して、国内及び国外での日本の過去の実績や現在の取組を記すとともに、日本として更なる取組が必要な分野もある旨に言及しました。

●そうした我が国のこれまでの歩みや国内外での取組を踏まえ、「3. ビジョン」において、SDGsの実施においても、世界のロールモデルとなることを目指す決意を示しています。

●なお、頂いた御意見のうち、ジェンダー平等、人権の尊重、ステークホルダーとの連携、参画型等については、本実施指針中の別の箇所でご言及しました。

・日本が持続可能な開発を強く意識した内容のプログラムをユネスコスクールをはじめとする各機関で積極的に推進してきたことに言及すべき。  
・「ビジョンと8つの優先課題(取組の柱)」と「実施のための主要原則」に書かれている事項を冒頭に移動させることを提案。

## 【2 現状の分析】

・「日本は、極めて高い水準の発展を持続的に達成。」とあるが、何を根拠に達成したと評価したのか根拠を明確にするべき。  
・過去の「公害」の教訓や、福島原発事故による放射能汚染問題、国内における経済格差の拡大と貧困問題の深刻化、地域間格差、排外主義等、現在、日本社会が抱えている課題やジレンマについて、具体的に率直に記述すべき。  
・ジェンダー分野をはじめ著しい遅れがあることを指摘し、取り組みの強化が必要であることを示唆していることを評価。  
・達成度が低くなってしまっている原因をしっかりと分析して、貧困、ジェンダー、気候変動、海洋資源、陸上資源、実施手段について重点的に取り組まなくてはならない課題であることをはっきりと謳うべき。  
・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」についての達成目標と2030年時点のSDGsの政府の達成目標との関係を実施指針に明示すべき。また、一億総活躍社会創りの取組との関係も含めて明記されることを要望。さらに、ジェンダー分析(統計は男女別)は必須。  
・世界的評価の大幅な上昇に寄与するジェンダー主流化のための迅速かつ有効な施策を実施すべき。  
・「誰もが活躍できる一億総活躍社会」は「男性も女性も等しく活躍できる一億総活躍社会」としては如何か。  
・現在の取組として、「一億総活躍社会」が記述されているが、2030年までの中長期的な目標となる実施指針において、政権固有のキャッチフレーズを使用するのは避けるべき。  
・安易に「日本型モデル」を提唱するのではなく、まずは2030アジェンダに書かれていることを真摯に受け止める姿勢を示すべき。  
・政府の政策だけでなく、民間の様々なモデル的な取組に言及して頂きたい。  
・ODAの中には大きなマイナス面を含んだものが見受けられていることを踏まえるべき。  
・近年日本は経済格差が非常に深刻。生活保護基準の見直しや児童養護施設等社会的養護を強化することが必要。  
・難民支援においても経済的支援のみで、国内での難民認定数は極めて少なく、世界に対しての責任を果たしているとは考えられない。  
・国内における外国人研修生・実習生の対応も改善すべき。

●SDGsは非常に幅広い課題を含んでいることもあり、全てのSDGsに関し、その達成に向けて日本として更に取組を強化すべき分野について、政府として包括的な分析を行ったものは現時点で存在しませんが、日本を含む各国のSDGsの達成状況について、第三者による客観的かつ科学的な分析がなされた報告書の一例として、ベルテルスマン財団と持続可能な開発方法ネットワーク(SDSN)の報告書による評価結果を引用しました。

●特に、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化については、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであるとの認識の下、「4 実施のための主要原則」の「(2)包摂性」において、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することを盛り込みました。

●また、日本の国内における「一億総活躍社会」の実現を目指す取組は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会の実現を目指すものであり、2030アジェンダの「誰一人取り残さない」との考え方と軌を一にしたものであるとの認識の下、本実施指針においても、SDGsの実現に向けた国内の中核的な施策として挙げています。

●政府としては、今後の実施において、SDGの各ゴールにおける、取組が更に必要とされる分野やその原因について、状況や原因の分析・評価を行いつつ、課題を洗い出し、取組を進めていく考えです。

### 【3 ビジョンと8つの優先課題(取組の柱)】

#### (ビジョン)

- ・「人間の安全保障」を、「指針」の「ビジョン」および「優先課題」の最上位に明確に位置づけるべき。
- ・「すべての人の人権の実現」と「ステークホルダーとのパートナーシップの実現」を明記する必要。
- ・人口減少・高齢化・経済格差や女性格差などの現状を踏まえて、国際的な課題の解決とともにどのような持続可能な社会を目指すのかを示すことが必要。
- ・「誰一人取り残さない」をはじめとする2030アジェンダのキーワードを取り入れつつ、より明確なビジョンを示すべき(貧困、教育、ジェンダー平等、人権、労働、気候変動、地球環境、防災等、脆弱な人々の参加、地域活性化等)。(同旨多数)
- ・「2030年のあるべき経済・環境・社会像」を、「2030アジェンダ」の重要なキーワードを含めて、具体的に記述するべき。
- ・「子どもたちに投資し、すべての子どもが暴力および搾取から解放される世界」を目指すことを実施指針のビジョンの部分に位置づけるよう求める。
- ・ビジョンとして、防災対策や少子高齢化の課題先進国でもある我が国が「先駆者」として取り組んでいくことについて賛同。
- ・日本が目指す姿・方向性が曖昧。持続可能な社会実現に向けた熱意が伝わってくるような日本社会の具体像を描くことが必須。日本が解決すべき問題点が何かイメージできるようにすべき。
- ・実施指針を通して日本と世界が目指すべき未来像が見えることを期待。
- ・「強靱」を「しなやかな」と言い換えることを要望。

●「人間の安全保障」は、「実施のための主要原則」における「包摂性」の基となる考え方であることから、「4 実施のための主要原則」の「(2)包摂性」の項目の下に、人間の安全保障は、SDGsの実践においても一貫して国際協力の指導理念として位置づける旨を明記しました。

●日本として目指すべき社会像については、頂いた様々な御意見を踏まえて検討した結果、2030アジェンダにおいて国際社会が目指す社会の姿を記した上で、そのような社会の実現に向けた日本の決意を示すという意味を込めて、「ビジョン」の冒頭で、2030アジェンダの原文(パラ3)で2030年までに達成する決意が示されている課題を引用し、そうした課題が克服された、持続可能な未来への先駆者となることを目指すことを、本実施指針のビジョンとして掲げることとしました。

#### (優先課題)

- ・「国内実施、国際協力のあらゆる課題への取組において、人権の尊重を重視しつつ、8つの優先課題(取組の柱)全てに統合的な形で取り組む」とした点に賛同。
- ・SDGsの17のゴールの構造化と相互関係の整理が必要。全てのゴールの達成には科学技術の発展や貢献が必須。
- ・日本は、SDG1(貧困)、SDG5(ジェンダー)、SDG7(エネルギー)、SDG13(気候変動)、SDG14(海洋資源)、SDG15(陸上資源)、SDG17(実施手段)に重点的に取り組むべき。
- ・17のゴールと169のターゲットを全て網羅する必要はないと思うが、優先度を絞り込む作業こそが全てのステークホルダーが参加して行うべき重要な作業ではないか。8つの課題が優先されると考える理由を示すべき(同旨多数)。
- ・8つの優先課題は17のゴールのままとしロゴもそのまま使用すべき。ロゴの中の文面については端的で参加しやすい表現を採用すべき。

●SDGsの17のゴールと169のターゲットの中には、主として途上国向けの目標であり、日本国内においては既に達成されているものも含まれていることから、日本として特に注力すべきものを示すべく、日本の文脈に即して再構成した結果、8つの優先課題を取組の柱として掲げました。本実施指針の優先課題を特定するに当たっては、二度に亘る有識者等との意見交換(SDGs推進円卓会議)や本パブリックコメントで頂いた様々な御意見も参考にしつつ、8つの優先課題を定めるに至りました。

●これらの8つの優先課題は密接に関わる不可分の課題であり、どれ一つが欠けてもビジョンは達成されないという認識の下、その全てに統合的な形で取り組む考えです。

- ・ディーセント・ワークとジェンダー平等の推進は横断的課題として全ての目標実現に向けた取組に組み込まれるべきことを追記すべき。
- ・優先課題1を適切に実施していくためには、目標4、5、8、10が優先課題であることを明記し、実施していくことが必要。
- ・Peopleの部分で、ジェンダーの垣根を越えた活躍としてはどうか。
- ・「People人々」に関して、「あらゆる人々の権利の尊重と活躍の推進」とすべき。
- ・「1 あらゆる人々(子ども、大人)の基本的人権の保障」、「2. あらゆる人々(子ども、大人)の活躍の推進」に修正することを提案。
- ・優先課題に「人間の安全保障の実現」「子どもの権利の保護・尊重と児童労働の終焉」を追加すべき。
- ・(Prosperity 繁栄)の項では、人材育成がまず必要。女兒、障害者、外国人も含めた教育、特に高度人材の育成をはかることが必要。
- ・(Prosperity 繁栄)に、「自然との調和を配慮し」を追記。(Planet 地球)に、循環型社会「(持続可能な消費及び生産・天然資源の管理)」を追記。(Peace 平和)に、「倫理(殺すな、盗むな、犯すな)」を追記。
- ・(繁栄)で、強靱な国土の整備とあるが、これは、SDGsの精神にはなじまない。生物多様性や環境は人間社会の基盤として存在するものであり、地球という器の中で人間は暮らしていくので、常に環境容量を考え、持続可能な方法を模索しなければならない。サプライチェーンの把握やトレーサビリティの確保、環境と社会に配慮した生産と消費をすべての経済活動に組み込むべき。
- ・教育は、それ自体が目標であるだけでなく、貧困削減や気候変動や格差解消など他のすべてのSDGsの達成のために必要であることから、教育を戦略的に位置づけるべき。
- ・優先課題を設定することは必要だが、社会状況の変化により修正の可能性があることを加味した記述が望ましい。
- ・日本企業にとってのSDGs実現の最大のレバレッジ・ポイント(梃子の力点)はジェンダー平等と女性のエンパワーメント。優先課題の「People 人間」の中で明確にジェンダーの視点を強調すべき。
- ・「あらゆる人々の活躍の推進」を「人権の尊重とジェンダー平等の推進」に置き換える事を要望する。世界のロールモデルを目指すならば、率先して人権とジェンダーの取組を前面に打ち出してほしい。

●頂いた御意見の中で、8つの優先課題の項目自体に反映することが困難だったものについても、指針本文の別の箇所や、付表において、可能な限り反映するよう努めました。

●今後の実施の段階においても、頂いた御意見を参考にしつつ取組を進めていく考えです。

- ・ジェンダー主流化を優先課題に加えていただきたい。
- ・持続可能な開発のための教育(ESD)へ向けた教育改革が求められることを、優先課題として明確に位置づけてほしい。
- ・優先課題の第2項目として、「2 持続可能な開発のための教育(ESD)を通じた人材の育成」の追記を求める。
- ・「人権の尊重を重視しつつ」を「人権の尊重とジェンダー平等の推進を重視しつつ」と修正してほしい。
- ・本文は「People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ)の順番に記載されているが、具体的な内容の記述において、Planet(地球)とProsperity(繁栄)の順番が逆になっているので、整合性を担保すべき。
- ・COP21やパリ協定への貢献も含め、日本で蓄積された知識や技術をグローバル課題へのソリューションに活かすため、新しいイノベーションの推進を斡旋する。
- ・平和に関する日本のアプローチの立場を明確にしてほしい。「平和構築における民間投資の加速」、「武器取引の厳格化」など、企業にとっても分かるテーマを記載してほしい。
- ・あらゆる人々の活躍の推進ではなく、活躍できる環境の整備とすべきである。人々が主体的に参加できる環境、社会が1億総活躍に繋がる。
- ・ビジョンと8つの優先課題(取組の柱)を「現在及び将来の世代の人類が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、社会、経済の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」とすべき。
- ・「人間の安全保障の概念のもと、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指しつつ、以下の社会を展望する」とした上で、「貧困と格差のない社会」、「ジェンダー平等が達成される社会」、「環境的に持続可能な社会」、「基本的人権が保障され、紛争や暴力や差別がない社会」、「災害に強い社会」、及び「途上国・貧困者への支援を喜んで行う社会」の項目を追記すべき。

#### 【4 実施のための原則】

- ・「普遍性」、「包摂性」、「統合性」、「参加型」、「透明性と説明責任」を原則とする案を歓迎。
- ・「人権の尊重」を挙げた点に賛同。
- ・『国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む。』とあるが、国内と国外は別々に捉えられている印象を強く受ける。多くの課題は一体化して対応することが求められているのではないか。
- ・「包摂性」に「ジェンダー平等」の文言が含まれていることを評価。
- ・「実施のための原則」に「ジェンダー主流化」という文言を入れるべき。
- ・「先住民族」「民族的・宗教的マイノリティ」「被差別部落」「在住外国人」「セクシャル・マイノリティ」など、社会的マイノリティの人々をより網羅的に例示すべき。
- ・「移民」や「移住者」という用語を含め、明確に事業対象者であると認識をすべき。
- ・脆弱な人々に「先住民」や「移民」「HIV/エイズと共に生きる人々」等の文言がない。
- ・「子供、若者、高齢者、障害者、難民、国内避難民」と並列に記載することで、複合的・交差的な差別を被り困難な状況に置かれている人々を取り残すことが避けられない。(同旨多数)
- ・「参画型」と記述すべき。
- ・「透明性と説明責任」に関し、評価結果の公表・説明だけでなく、評価結果を当該政策に適切に反映させるべき。
- ・「透明性と説明責任」の内、定期的な評価については、政府ではなく市民もしくは中立な第三者が行うことや地域別やステークホルダー別にできるだけ定量化された指標にて行われることが必要。
- ・政府や行政がもっている『情報を透明にすること、オープンにすること』こそが、問題解決にあたって最重要の要素。市民がそれを利用できるようにすることの文言を入れてもらいたい。
- ・取組状況を定期的に評価、公表、説明だけでなく、進捗に関しての「理解」をステークホルダーに求め、フィードバックができる機会の提供を行うべき。
- ・実施のための主要原則の⑥に「国際法との整合性：優先課題に取り組むにあたり、国際法に対するコミットメントを確認するとともに、国際人権法を含む国際法の下での権利と義務に整合する形で課題に取り組むことを確認する」との文言を加えるべき。
- ・実施のための原則において、教育や啓発の重視を盛り込むべき。

頂いたご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。

●国内実施と国際協力への取組は相互補完的であり、両者を連携させながら取組むことが有意義であることから、指針本文の「普遍性」においては、その旨を説明する記述を追記しました。

●ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化については、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであるとの認識の下、「4 実施のための主要原則」の「(2)包摂性」において、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することを盛り込みました。

●2030アジェンダが「子供、若者、障害者、HIV/エイズと共に生きる人々、高齢者、先住民、難民、国内避難民、移民など」への取組を求めている旨を加筆しました。その上で、我が国は、これらの脆弱な立場におかれた人々にも焦点を当てる旨を記述しました。

●「透明性と説明責任」においては、政府の取組の実施の状況について高い透明性を確保する旨を明記するとともに、新たな施策の立案や施策の修正に当たっては公表された評価の結果を踏まえて行う旨を加筆しました。

●「6 フォローアップ・レビュー」において、「フォローアップ・レビューに際しても、広範なステークホルダーの参画の下に行う」旨を記述しました。

●広報・啓発活動の積極的な実施や、SDGsに関する学習の奨励については、「5 推進に向けた体制」の「(4)広報・啓発活動」の下に盛り込みました。

## 【5 推進に向けた体制】

### (1) 政府の体制

- ・推進本部の責任と役割を明確に示してほしい。
- ・SDG1、SDG5、SDG7、SDG13、SDG14、SDG15、SDG17それぞれにおいて専門部会を立ち上げ、優先的に取り組むべき。
- ・「政府の体制」の一つである「ステークホルダーとの意見交換や連携の推進」という文言は消極的。ステークホルダーとの参画や連携を生かした「SDGs推進円卓会議の参画による推進」とすべきではないか。
- ・SDGs推進本部におけるモニタリング、フォローアップ・レビューにおいて、それぞれの課題の進捗のみならず、それぞれの課題が相互に影響した結果を的確にとらえ、アプローチを調整できるメカニズムを実施開始前から検討しておくべき。
- ・「誰一人取り残さない」ためには、「政府の体制」をトップダウン的なSDGs推進本部だけでなく、社会の底辺に落ちこぼれていく社会的弱者・貧困層の自助・自立に向けた「ボトムアップの体制」も設置すべき。
- ・「体制」で、民間企業の「ビジネスと人権の観点に基づく」取組の意義を明記したことを高く評価。

●SDGs推進本部は、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、関係する施策を総合的かつ効果的に推進するための司令塔の役割を果たします。また、各省庁が個別に行う取組と緊密に連携して、推進本部が取組むべき省庁横断的な事項を示しています。

●更に、「(3)ステークホルダーとの連携」において、推進本部の下に設置されたSDGs推進円卓会議を活用して、広範なステークホルダーとの緊密な連携を図ることを明記しています。

### (2) SDGsの主流化

- ・SDGsを国家戦略の中でどのように位置づけし、反映・実施・モニタリングするのか明記すべき。
- ・現状縦割りの問題を抱える政府の各機関による具体的な行動を担保するには文言が不十分。いかなる計画や戦略の策定・実施に当たっても、SDGsに反しないことを確認すること、SDGsの要素を必ず反映させること、必要な改革を迅速に行うこと、必要な財源を確保すること、さらにそれら取組を検証・公開することを確認すべき。
- ・予算を含む具体的な実績がレビュー報告書にて定期報告されることを期待。
- ・推進本部は、具体的にどの計画・戦略・方針において反映されたのかをカウントし、レビュー報告書に織り込むことが期待される。同時に、政府の政策一貫性を強化し、担保されているかを常にモニタリングすることが期待され、国会の審議においてもその説明がなされる必要。
- ・SDGsに関連するこれまでの取組みとしての具体例を示しながら、それらの継続や強化を明記することでSDGsの取組みをより確かなものにすべき(例:消費者教育推進法に基づく消費者市民社会の形成に向けた消費者教育に関わる政策等)。

●本SDGs実施指針は、SDGs推進本部の下、全関係府省庁との調整を経て策定されたものであり、本指針に記載されているとおり、政府や関係府省庁には、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、その要素を最大限反映することが求められます。そのための具体的な措置については、一義的には各関係府省庁が検討・確認すると共に、説明責任を負うこととなりますが、推進本部としても、本実施指針の取組状況の確認や見直しの際に、各関係府省庁の取組状況を確認していく考えです。

●また、適切な財源確保の在り方や補助金等による予算配分についてのご指摘は、今後、実施の段階における検討に活かしていく考えです。



- ・企業や市民社会がSDGsの取組を主流化できるような政策誘導を加える必要。
- ・Award創設を要望。各企業よりSDGsに寄与するビジネス・取組を公募し、17目標毎に優秀賞など表彰。
- ・補助金によるSDGs促進策を導入すべき。
- ・啓発のための財源確保、また各ステークホルダー(特に学校法人等)との連携を緊密化することを明記すべき。
- ・横断的課題のための財源確保が示されていない。特に、ジェンダー平等達成のための資金をどう確保するかが不明確。
- ・国内の各省庁・多様なセクター・多様な地域(自治体)の取組推進、及び、G7・国連機関等も通じた国際連携の推進を行うための、効果的な税財政・ODAの推進といった表現を加えるべき。
- ・関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂だけではなく「予算の配分」に当たってもSDGsの要素を最大限反映するものとしてほしい。
- ・SDGsの主流化に関連して、日本には1)ODAの増大および、2)革新的資金メカニズムの導入に向けてのリーダーシップが求められている。

### (3)ステークホルダーとの連携

- ・本指針の検討・策定過程にステークホルダーの意見や提案を検討し反映すると明記すべき。
- ・社会的マイノリティや、女性・子供・障害者等社会的弱者の団体も含むすべての市民が対話と協議に参加するしくみをつくることを提案。
- ・マルチステークホルダーミーティングを推進本部の管轄で常設してほしい。同会議体からのアウトプットを推進本部が政策に反映するという方針を記載してほしい。
- ・「推進に向けた体制」にこうしたマルチステークホルダー・コラボレーション(=コレクティブ・インパクト)を進めていく旨を記載してほしい。
- ・「ステークホルダーとの連携」において、「民間企業」「消費者」「地方自治体」「科学者コミュニティ」と同列に「NPO/NGO、市民社会」を明記することを提案。市民社会はグローバルなネットワークを持ち、「2030アジェンダ」が掲げる「社会の変革」に不可欠。
- ・「NPO」「地縁組織」を追加すべき。
- ・労働組合についてステークホルダーとして項目を設けるべき。
- ・SDGs推進円卓会議に協同組合の代表者を加えてもらいたい。(同旨多数)
- ・権利主体としての子どもや若者のあらゆる政策策定・決定プロセスへの参加が確保されることを求める。
- ・「投資家」という項目を加えてほしい。「SDGsの達成に向けた投資を加速する」という方針を加えるべき。

●ご指摘も踏まえて、SDGs推進円卓会議の他、今後、府省庁ごとの事項や府省庁横断的な分野別の事項についても、事項に応じて関係するステークホルダーとの意見交換や連携のための場の設置することを検討することとしました。

●ご指摘を踏まえて、新たに「NGO・NPO」について項目を設けて、NGO・NPOの果たす役割や、NGO・NPO更には幅広い地域住民、民間組織や地縁型コミュニティ組織との連携の推進について明記しました。

●ご指摘を踏まえて、新たに「労働組合」について項目を設けて、労働組合の参加と対話を引き続き推進していく旨を加筆しました。

●ご指摘を踏まえて、「(3)ステークホルダーとの連携」において、2030アジェンダの実施、モニタリング、フォローアップに当たって連携を推進していくべきステークホルダーの例示として、「協同組合」を加筆しました。

- ・SDGs推進円卓会議にあたって、ジェネレーションやロケーションの多様性も考慮に入れ、若者の参加者や地方出身者を巻き込むことが重要。
- ・円卓会議を参考意見聴取の場として位置づけずに「実施方針の策定や関連する施策の共同決定の場」とすることを明記すべき。
- ・円卓会議並びに関連施策の検討、モニタリング、レビューに関連する推進本部の会議や関連会議については、公開としてオブザーバー参加を可能とする旨を明記すべき。
- ・円卓会議の構成員について、開発分野の学者も入れるべき。更に、地方の視点が弱いので、地方創生の観点から、東京以外に拠点を置くメンバーを入れるべき。
- ・内閣府が主導する「社会的責任に関する円卓会議」を加えてもらいたい。
- ・事項に応じて関係するステークホルダーとの意見交換の場の設置を規定したのは評価するが、事例が2つに留まっているのは残念。他の府省庁でも取組みが進むような記述の仕方が求められる。
- ・障害も女性などと同様分野横断的な課題と考えられるため、省庁を超えた形での意見交換の場の設置を明記してほしい。
- ・マルチステークホルダーの役割として、学術セクターの参加も注視してもらいたい。
- ・国内においてSDGsを実施していくためには、国内全体を挙げて取り組む必要がある。地方での推進体制についても検討し、推進の手段等を明記していただきたい。
- ・政府や国連機関だけでなく、民間企業、研究機関、市民社会も計画段階から入ることが重要。

●SDGs推進円卓会議の在り方や構成員については、本実施指針の策定を受けて、今後改めて見直し・検討していく予定であり、頂いた御意見も踏まえて検討していく考えです。

●本実施指針の中で広範なステークホルダーの全てを網羅的に列挙することは困難ですが、頂いた御意見を踏まえて、今後、SDGs推進円卓会議その他のステークホルダーとの意見交換や連携の場等を通じ、出来る限り広範なステークホルダーと連携しながら、2030アジェンダの実施、モニタリング、フォローアップに当たっていく考えです。

## (民間企業)

- ・政府から企業トップ及びマスコミへのSDGs推進に関する強い要請を求める。
- ・SDGs実施のプロセスにおいては、バリューチェーン(サプライチェーン)全体を通じて、その影響のプラス面・マイナス面を考えることが重要。人権デューデリジェンス(環境視点も含む広義の人権)実施は必須。
- ・企業の責任についても記載がほしい。「ビジネスと人権に関する指導原則」への言及は付表骨子にもなく、同原則の推進と国別行動計画の策定を日本の優先課題として明記することを求める。(同旨多数)
- ・民間セクターとして、自社の強みを活かせるSDGテーマに焦点を当て、本業を通じて取り組んでいきたい。
- ・企業のSDGs経営戦略を後押しするような公的政策や消費者に対するコミュニケーション戦略を強力的に進めていくことが必要。
- ・SDGsを企業経営に取り込む上でのキーワードは、「イノベーション」、「人権」ならびに「ESG投資」。
- ・欧米諸国の取り組みにあわせた非財務情報(ESG等)開示の法制化、責任あるサプライチェーンおよびサプライチェーン透明化にむけた取り組みの実施を要請する。
- ・「コーポレートガバナンス・コード」においてSDGsを明確に位置づけるべき。
- ・企業を巻き込むために、CSV(Creating Shared Value=企業による社会問題の解決)を政策的に進めていく旨を記載してはどうか。
- ・民間の取組を推進するための環境基盤整備を行うことについて、より踏み込んで書いてほしい。
- ・中小企業へも十分な配慮を持ってSDGsへの取組を推進していくことを要望(数値目標設定・税制優遇策等)。
- ・「推進に向けた体制」の中で、「解決のための資金調達」または「民間資金の効果的な活用」についても盛り込むべきではないか。
- ・企業が真剣にSDGsに取り組むためには、国から企業に対する何らかのインセンティブの仕組み(評価表彰制度から実質的な税制優遇制度など)が有効。
- ・「サプライチェーンの児童労働・強制労働の撤廃を促す施策を含め、このための環境づくりに向けた政府の施策を進めると共に、民間セクターの取組を後押しする。」と記載すべき。

持続可能な生産と消費の課題にも言及されるべき。「持続可能な発展の達成に民間企業が有する技術や資源は不可欠であり、また持続可能な生産形態の促進も重要である」と修正することを提案。

- ・持続可能な社会の実現に向けて「民間企業と地域とのパートナーシップ構築に取り組むこと」を本文中に明記することを提案。
- ・民間企業と政府との対話の場を設けることで双方のコミュニケーションを増やし、制度そのものを見直し、変更していくことを提案。

●頂いた御意見を踏まえ、ビジネスと人権の観点に基づく取組やESG投資、社会貢献債等の民間セクターにおける持続可能性に配慮した取組の重要性について言及しました。

●また、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定について、付表において掲げました。

●今後の実施の段階において、先駆的な取組を行っている民間企業等のグッド・プラクティスの共有や表彰等による奨励策の検討を始め、民間企業がイノベーションを生み出すための支援や環境整備に取り組むべく、頂いた御意見も参考にしながら検討を進めていく考えです。

## (消費者)

- ・消費者という分類は、「市民」の一側面しか表していないところ「市民」とするべきである。
- ・消費者や市民が当事者として取り組んでいく上では、企業や消費者団体など多様な主体が消費者や市民の取組を支援し、消費者をエンパワーメントしていくという視点を加える必要がある。

●「消費者や市民」として幅広い側面を持つ主体を取り込んでいく旨を記述しました。

## (地方自治体)

- ・各地方自治体の既存及び新規の各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsを最大限活用しつつ、関係府省庁やステークホルダーとの連携の強化等に役立てることを奨励する」を提案。
- ・自治体の役割の検討にあたっては、それぞれの自治体内の施策展開が第一にあり、その上で国や企業等と連携し取り組んでいくことが必要。企業へのインセンティブの仕組みなど多様なステークホルダーが関わっていける枠組みづくりが必要。国と自治体との意見交換が図れる場を設置すべき。
- ・ステークホルダーとして「地方自治体」が挙げられたことに賛同。
- ・「環境未来都市」である自治体で進めてきた取組やそこで培われたノウハウ等を、具体的にどの分野でどのように活用が図れるのかについての議論が必要。
- ・SDGs実施に前向きに取り組む「地方自治体」に対しては、それ以外の地方自治体と何らかの差が出るような制度設計について、検討してほしい。
- ・SDGsの全国的な実施を促進するために、仮称「SDGs推進自治体」制度を作り、国として支援していく仕組みを作るべきである。また、そうした自治体間のネットワーク化を図り、SDGsの普及を推進すべき。
- ・ステークホルダーの定義に中間支援組織を含め、「広く全国の地方自治体及びその地域で活動する中間支援組織を含むステークホルダー」とすべき。
- ・地域にて様々な取組が推進されることが重要。全国的、地域的レベルにおいて、ステークホルダーとの連携が促進されるよう枠組みの整備を期待。「地域円卓会議」の推進も期待。

●本実施指針の策定に当たっては、全国知事会や全国市長会、全国町村会とも意見交換を行っていますが、頂いた御意見も踏まえて、今後の実施の段階において、地方自治体との連携の方法や地方自治体による取組推進の方法についても更に検討を進めていきたいと考えています。

## (科学者コミュニティ)

- ・科学者コミュニティについて、広く学界全体との連携、協働をはかられることを要望。
- ・企業との連携を推進し、SDGsの目標の達成に向けて、イノベーションファンドや好事例の策定に向けて財源の確保を行うべき。
- ・国内外で技術イノベーションを促進し、技術普及が進むことが必要。「科学技術イノベーション」において、イノベーションとともに、普及の重要性を入れ込み、戦略的国際展開の担当省庁として、外務省、文部科学省、JICAに加え、環境省・経済産業省・財務省を入れるべき。

●科学者コミュニティとの連携の重要性については、指針の中で明記しています。頂いた個別の御意見については、今後の実施段階において参考にさせていただきます。

## (4) 広報・啓発

- ・「持続可能な日本の未来」を国民総意と参画の下でSDGsを戦略的に展開し構築していくため、国民的な運動を展開すべき。(同旨多数)
- ・日本国民一人一人の生活において、具体的に何を、どの程度やればSDGsの各目標を実現できるのかということを知りやすく啓蒙してもらいたい。
- ・日本国内でSDGsの認知度が低いので、お茶の間に流れるように、日本のこれまでのSDGsにつながる貢献の実績と、これからどのような貢献をしようとしているのかを、もっと積極的に伝えてほしい。
- ・消費者への啓蒙・啓発を進めてほしい。
- ・若者の意識啓発を重視した取組を戦略的に行っていくべき。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックを「SDGs五輪」として位置づけ、わが国の取組を国際的に発信する機会とすべき。
- ・模範的な取り組みを行う民間セクターやNGO、NPOを表彰するコンテストの開催を検討すべき。
- ・情報が障害者を含むあらゆる人々に届くようにコミュニケーションの様式・形態に配慮してほしい。
- ・何より重要なステークホルダーがマスコミ。SDGsの広報・啓発での三大紙、日経を始めとするマスコミやメディアの役割を明確に記載すべき。
- ・SDGs広報について、市民と直接的に接する「地方自治体」が得意とする住民と密接に係る分野(部分)での広報の役割を明確化してほしい。
- ・「啓蒙」は「知識のない人に教える」というニュアンスになるので「啓発」に、また「普及のための広報・啓発」は「普及のための広報・周知」とすることが望ましい。
- ・教育の項目を追加すべき。SDGsの概念を内包した教育活動は今後地球社会の中心を担う人材として必須。貧困や不公正の解消、ジェンダー問題の昇華に向けた教育活動は、SDGsの達成の根幹をなすもの。
- ・世界の中でのリーダーシップ発揮のため、日本の取組を海外に積極的に発信し、模範としていくことが重要。国際会議等を活用し、我が国の取組を国際的に発信するための広報活動にも努める前提として、世界に範となるような企業・NGO・自治体等の取組を支援・推進することを記してほしい。

●SDGsの国内的な認知度向上及び国際的な発信強化のための広報・啓発の重要性については指針の中にも盛り込みました。そのための具体的な取組については、今後の実施において、頂いた御意見も参考にしながら検討していく考えです。

## 【6 フォローアップ・レビュー】

- ・HLPFを通じたグローバルなフォローアップ・レビューに積極的に参加・貢献する点に賛同。
- ・進捗状況の見える化が重要。フォローアップレビューにおいては、8つの優先課題との関係だけでなく、17のSDGsとの関係で進捗状況が分かりやすく表現されることが重要。
- ・定期的な見直しについて記述すべき。策定された指針については、一定期間(例えば4年)ごとに必ず見直しを行うことを明記する。
- ・具体的にどのレベルでのKPIを策定し、レビューするのかを明確にしてほしい。結果、でてきた課題をどのように関係省庁へ報告し、提言するのかの記載が必要。
- ・評価の具体的な統計データを取得するためのリソースの確保を明言する。
- ・国内指標・統計の設定についても速やかに検討し、国民に対して広く情報公開することを期待。
- ・ジェンダー統計という文言を必須とすべき。
- ・障害におけるジェンダーや障害種別・地域等の状況を把握できるデータを集計してほしい。
- ・フォローアップレビューの実施に際して「多様なステークホルダーの意見を聴取する」とあるが、「意見を聴取」ではなく、「多様なステークホルダーの参画に基づき実施する」とすべき。
- ・国連統計委員会にも、より積極的に関わって、日本政府として世界の指標策定の動きにコミットしてほしい。
- ・グローバル指標と日本が定める指標の設定に関し、多様なセクターのステークホルダーや地域の参画が要請される点を明記すべき。
- ・我が国が定める指標は、グローバル指標との整合性を考慮するとともに、性別、国籍、収入別のデータを収集するべきである。
- ・統計データを活用した進捗状況のチェック・評価が行われ、それに基づいたフォローアップレビューが行われることを期待。
- ・国際的なSDGsの評価に関する評価人材の育成についても、これまで国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)で行ってきたような活動を継続発展してほしい。
- ・SDG4(教育)の国別報告書の作成に当たっては、市民社会、特に当事者(障害者、外国にルーツをもつ子どもや親など)との幅広い協議を経て作成することを提案。
- ・SDG4(教育)の国別報告書について、教育の国内課題だけではなく、教育の国際課題についてもNGOとの協議を経て作成すべき。

●実施指針骨子の段階では、付表において、施策名・ターゲット・関係省庁のみを記載していましたが、施策の内容を分かりやすくするため、施策概要に加え、施策の実施状況をフォローアップするための指標も追記しました。

●付表における個別施策の指標の検討に当たっては、まずはグローバル指標を適用できないか検討した上で、これが途上国向けの指標である等の理由で適当でない場合には、我が国独自の指標を設定することとしました。

●我が国独自の指標については、グローバル指標と同様に、数値に基づいて進捗状況を計れるように、可能な限り定量的指標を設定しました。一方で、数値で進捗状況を計ることが困難な施策については、定性的な指標を設定しましたが、その場合でも、フォローアップの際には、進捗状況を可能な限り明確に説明していく考えです。

●また、ご指摘を踏まえ、指針本文において、「4 実施のための主要原則」の(2)包摂性において、ジェンダー統計の充実が重要であり、SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める旨も盛り込みました。

●更に、2019年に開催される次回の首脳級のハイレベル政治フォーラム(HLPF)を見据え、2019年までを目処に最初の取組状況の確認及び見直しを行うとともに、ご指摘を踏まえて、その後も少なくとも4年ごとに定期的な取組状況の確認及び見直しを検討する旨を明記しました。

●今後も、広範なステークホルダーの参画の下で、本実施指針の取組状況の確認や見直しを行っていく予定であり、指標の見直しについても、その際に然るべく検討していく考えです。

- ・外務省が主導する「国際教育協力連絡協議会」を通じて、日本の国際教育協力政策のレビューに加えて、SDG4への貢献についても指標を設定した上で、レビューすべき。
- ・データトラッキング体制について具体的な指針を明言すべき。データトラッキング体制について、さらに踏み込んだ具体的な指針(例:財源の確保、SDGsに特化した統計収集の専門家の確保及び育成など)を明言すべき。
- ・2010年の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標に関連する、SDGs目標14、目標15に対する取組は、愛知目標の達成年である2020年までのターゲットが多いことから、取組状況の報告を先行して行うべき。

### 【その他の御意見】

- ・パブリックコメント募集期間が2週間では足りない。
- ・パブリックコメント募集にかかわる文書はテキストデータでも提供し、視覚障害等がある人も音声パソコン等を使って読み意見を出しやすくすることを求める。
- ・国連文書の迅速な仮訳と公開を求める。訳語についてもステークホルダーの意見を募集反映することを求める。
- ・本パブリックコメントについて、真に民意を集めるという意図であれば、メディア広報や学校地域企業等、日々「ふつうの人々」が生活する場で情報に触れられ、日常の言葉で理解できる表現でのコミュニケーションが増えることを期待。

●頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。



【付表】

【総論】

- ・SDGsの目標項目1つ1つに対しどう実施していくかを列挙すべき。SDGsの169の各ターゲットに施策を対応させたリストを作るべき。
- ・具体的施策がSDGsの目標に関連しているのかを図表化し、SDGs評価を進めやすくすべき。
- ・具体的施策が8つの優先課題の縦割りになっており、SDGs実施原則である「普遍性」「統合性」に沿っていないのは問題。縦軸となる8つの「優先課題」に加え、横軸として「分野横断的課題」を設定すべき。(同旨多数)
- ・課題別にもこれらの施策の調整・管理をどのようなメカニズムで行うのか。
- ・過去の人権条約機関からの勧告の内容に照らして優先課題を整理すべき。
- ・各優先課題ごとに基本方針を示した上で具体的施策を記載すべき。(同旨多数)
- ・これまでに実施してきた施策を取りまとめるのではなく、より挑戦的な施策が必要。(同旨多数)
- ・具体的施策が抽象的。何をどうするか記載が必要。
- ・4年に1度、実施指針付表の内容を見直してほしい。
- ・「ニッポン一億総活躍プラン」とSDGs指針の統合性を強化すべき。

●実施指針付表に盛り込まれている施策は、SDGs推進本部の指示に基づき、SDGsの達成に資するものとして関係省庁から登録されたものです。その後、二度に亘る有識者等との意見交換(SDGs推進円卓会議)や本パブリックコメント等を通じて、主要なステークホルダーを始めとする広範な国民の意見を聴取した上で決定されたものであり、現時点では、我が国がSDGs達成に向けて取り組むべき施策をできる限り網羅するよう努めました。

●実施指針骨子の段階では、施策名・ターゲット・関係省庁のみを記載していましたが、施策の内容を分かりやすくするため、施策概要に加え、施策の実施状況をフォローアップするための指標も追記しました。今般の実実施指針策定に当たっては、これまでに既に実施を進めてきている施策も含まれていますが、今後新たに組み込んでいく施策も含まれています。

●SDGs推進本部としては、8つの優先課題の下に記載された各施策を分野横断的に普遍的かつ統合的に実施していくため、実施指針策定後も定期的に円卓会議を開催し、広範なステークホルダーの参画を得ながら、本指針の取組状況の確認や指針の見直しを行っていく予定です。

## 【1. あらゆる人々の活躍の推進】

### (総論)

- ・2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成することについて施策がないことは大きな問題。
- ・大人の貧困について、社会保障や雇用政策を通じた取組を明記すべき。
- ・2030年までにどのような衡平な社会を作るのか、あらゆる差別と格差を是正するための施策を真剣に検討すべき。最低賃金の大幅上昇及び現金給付等を通じた支援を検討すべき。
- ・日本の貧困の状況は、極めて深刻。若年層の職業機会の薄さ・不安定さを改善すべき。
- ・あらゆる人々の「活躍」ではなく「エンパワーメント」という表現のほうが適切。
- ・障害者、教育、雇用、貧困・格差分野に、女性に関する施策を入れるべき。
- ・在日外国人、移住労働者、先住民族、及び性的マイノリティ等の項目及び具体的施策を追記すべき。(同旨多数)
- ・子ども、女性、障害者、差別の解消に関連して全省庁的に対応すべき。
- ・雇用対策に限らず、より横断的な若者に対する社会保障支援を行うべき。
- ・女性及び障害者について、①十分な生活水準及び社会保障の推進、②「性と生殖に関する健康と権利」、及び③教育へのアクセス障壁を除去する政策に関する施策を追記すべき。(同旨多数)
- ・「複合的、交差的に困難な状況におかれた人々」という項目を立て、全体にかかわる課題であることを明記すべき。
- ・「胎児の日」を制定すべき。
- ・福島原発事故の核汚染被災者の自主避難者を「国内難民」として認定すべき。

●あらゆる人々の活躍を推進するため、国内施策として、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく施策を中心に据え(1)働き方改革、(2)夢をつむぐ子育て支援、及び(3)安心につながる社会保障等を追記しました。こうした取組を通じ、中間層の厚みを増しつつ格差の固定化を回避し、将来に明るい希望が持てる社会の実現を目指していく考えです。

### (子供)

- ・子供を含む周縁化されやすい人々の権利の保障に焦点を当てるべき。
- ・子どもの労働に関する実態調査の実施と児童労働の撤廃に関する施策を追記すべき。
- ・2025年までの児童労働の撤廃に関する国内外の施策を追記すべき。(同旨多数)
- ・子どもの栄養状態の改善、無戸籍児童、所在不明児童問題への対応、及び子どもの事故死及び自殺の防止に言及すべき。

●実施指針本文においても、その実施の主要原則として包摂性を挙げ、その中で、子供を含む周縁化されやすい人々を例示しました。また、頂いた御意見は今次実施指針に基づき、取組を進めていく上でも参考にさせていただきます。

(女性)

- ・ジェンダー格差の問題は、少子化対策や経済対策の側面からも日本が最重要課題として真剣に取り組むべき。
- ・第4次男女共同参画基本計画後の方針についても言及してもらいたい。
- ・第4次男女共同参画基本計画の推進の項目で「男性の意識改革」及び「長時間労働の是正」に分野横断的課題として言及すべき。
- ・女性と少女に対するあらゆる暴力の廃絶に取り組むべき。
- ・女性の政治的・社会的地位の向上について、議員数の増加等に資する取組を記載すべき。
- ・女性管理職の登用推進に、関係全省庁を入れるべき。「女性自衛官の登用促進」は、削除したほうがよい。女性に優しい農林水産業の推進に「5. a)」を入れるべき。
- ・「女性の活躍推進のための開発戦略」、「平和と成長のための学びの戦略」を明記することを歓迎。
- ・「女性の活躍推進のための開発戦略」及び「女性・平和・安全保障に係る行動計画」と同旨の施策を国内でも実施すべき。
- ・「第4次男女共同参画基本計画」に加えて、「女性差別撤廃条約の完全実施」を柱立てとして入れるべき。(同旨多数)
- ・2030年までに経済的・社会的要因によって出産を断念する人をなくすための施策を記載すべき。
- ・女性が育児と仕事を両立できるような仕事場、環境づくりを要望する。待機児童対策に言及してほしい。
- ・シングルマザーの正規雇用促進を具体的施策として追加すべき。
- ・男女間の経済格差の是正に向けて、女性に対する経済的資源に対する権利の強化に言及すべき。
- ・「Girl」の訳語を「少女」あるいは「少女・女兒」とし、「Empowerment」の訳語を「エンパワーメント」とすることを検討すべき。
- ・司法におけるジェンダーバイアスを是正すべき。
- ・「女性と貧困」や「女性・少女・若い女性の人身売買被害を根絶する」といった具体的な文言を追記すべき。
- ・男女共同参画に関連の深い未締結の条約の早期批准に関する施策を追記すべき。

●一人でも多くの若者たちの結婚や出産の希望を叶えるとともに、安心して子供を産み育てることができる社会を目指し、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく夢をつむぐ子育て支援及び関係各省の関連施策を追記しました。

●頂いた御意見を含む女性の活躍推進に不可欠な取組については、第4次男女共同参画基本計画に基づき、実施していく考えです。

<p>(障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共交通機関のバリアフリー化」のみならず、障害者の社会参加の促進などにまでスコープを広げた施策を盛り込むべき。</li> <li>・初等教育から高等教育にかけて、障害がある子どもの隔離教育をできるだけ減らすべき。</li> <li>・雇用促進のみでなく、聴覚障害等にも着目し、健全な職場環境を醸成すべき。</li> <li>・障害者の国際協力を推進すべき。</li> <li>・障害・障害者に関連するSDGsの目標を第4次障害者基本計画に反映すべき。</li> <li>・障害者全体の全体状況の把握と改善への具体的施策を追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、障害者基本計画(第3次)に基づく施策の推進を柱に障害者の自立や社会参加支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進していきます。</li> </ul>
<p>(教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ライフスキルやスキルベースの教育の推進」も施策として加えるべき。</li> <li>・様々な生き方・働き方を可能とするカリキュラムを検討してほしい。</li> <li>・質の高い乳幼児ケアおよび就学前保育・教育の提供を施策として加えるべき。</li> <li>・女性の教育の充実をより加味した指針の策定が重要。</li> <li>・個人の自由と責任で職業教育を受けることができるようにすべき。</li> <li>・教育の国内課題に関する施策として、(1)外国にルーツを持つ子どもたちの学習権の保障、(2)障害者の教育・訓練制度の拡充、(3)次期学習指導要領へのSDGs明記、(4)社会教育、青少年活動支援、(5)「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進、及び(6)全ての人の基本的人権を学ぶための人権教育の推進を加えることを検討すべき。(同旨多数)</li> <li>・「持続可能な開発のための教育(ESD)をもっと強調してほしい。</li> <li>・ESDは、SDGsの実現を支える基盤となる教育。</li> <li>・ESDと消費者教育を分離して記載すべきでない。</li> <li>・学校教育に関する記載ばかりで「社会教育」に関する施策が挙げられていない。</li> <li>・環境教育を進め、気候変動問題について考える必要性を認識してもらうべき。</li> <li>・日本が他の先進国と比べて低いとされる25歳以上の社会人の大学・大学院での学習率を重視すべき。</li> <li>・国外の施策として、初等中等教育の充実を追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく、安心して子供を産み育てることができる社会、子供たちの誰もが頑張れば大きな夢をつむいでいけることのできる社会の実現を念頭に、いただいた御意見を踏まえる形で幼児教育、初等中等教育、及び高等教育で目指す教育の在り方を施策概要として追記しました。また、子供たちが持続可能な社会世界の創り手となるために必要な資質・能力が育成されるようESD(持続可能な開発のための教育)・環境教育等を更に推進するとともに、SDGsに関する学習等を奨励していきます。</li> <li>●教育分野における国際協力については、実施指針付表にも記載されており、「平和と成長のための学びの戦略」に基づいて展開していきます。</li> </ul>

- ・人権、ジェンダー平等、平和の分化及び非暴力の推進、世界市民、文化の多様性及び文化の持続可能な開発への貢献の理解のための教育を施策として含めるべき。
- ・児童労働の撤廃と質の高い教育の提供を追加すべき。
- ・奨学金制度の返済免除・授業料補助等の手当の充実を明記すべき。
- ・教育について何をどのように充実させるのか、これまでの教育のあり方をどう変えていくのかを記述してほしい。
- ・教育への政府財政支出を大幅に増やすべき。
- ・学校教育だけでなく、市民教育、多様な市民社会構築に向けての支援策を打ち出すべき。
- ・高等教育の実質無償化が目指すべき。
- ・低所得国、紛争影響国、女子・女性を対象にした基礎教育援助を重視すべき。
- ・Global Partnership for Education(GPE)への拠出を増額すべき。
- ・人道援助における教育援助額の増額すべき。
- ・日本の開発協力事業で教育を戦略的に位置づけ、ノンフォーマル教育担当官をJICAの各海外事務所配置すべき。
- ・キャリア教育・職業教育の充実「5. b」をターゲットに追記すべき。

(雇用)

- ・障害者雇用推進を明記すべき。
- ・高齢者の雇用の推進にも留意すべき。
- ・ディーセント・ワークの徹底やILO勧告の厳守を推進すべき。(同旨多数)
- ・長時間労働の是正について、勤務形態が多様化しているため、インターバル制度の導入を検討すべき。
- ・国外の施策で強制労働の根絶・最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を含めるべき。
- ・労働行政・労使の人材育成への支援強化について記載すべき。

●「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく、働き方改革を柱に長時間労働の是正等ディーセント・ワークの実現に不可欠な施策を記載しました。

## (差別の解消)

- ・差別の解消に必要な施策を洗い出すべき。
- ・ヘイトスピーチや人種差別に対処する法の制定や、アイヌ民族の先住民族としての権利を保障する法の制定などを施策として含めるべき。
- ・「心のバリアフリー」という文言の見直しを検討すべき。
- ・新たに「LGBT」の項目を設け、性教育の推進も検討すべき。
- ・「災害からの避難者の居住環境への配慮」といった項目を設けるべき。
- ・「災害時の社会的弱者(避難民・仮設生活者)のケア推進」を推進すべき。
- ・男女の固定的役割分担意識や性差別意識を改善すべき。

●法務省の人権擁護機関では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、またこれを契機として、特に外国人や障害のある人等の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組み、国籍の違いや障害の有無等にかかわらず相互に尊重に合う共生社会の実現を目指しており、かかる取組を指して「『心のバリアフリー』の推進」としています。

●今次実施指針に基づく取組を進めていくに当たっては、脆弱な人々に対する差別解消の観点を中心に踏まえていく考えです。

## 【2. 健康・長寿の推進】

- ・生涯の健康の視点、リプロダクティブヘルス・ライツの重要性、女性と少女の健康の視点を盛り込むべき。
- ・感染症対策について、民間企業のワクチンのイノベーションの推進も検討すべき。
- ・持続可能な畜産業の観点から畜産動物への抗生物質投与を例外無く禁止し、また、抗生物質を投与した畜産動物の糞尿を肥料として再利用することを禁止とすべき。
- ・優先課題を「国内外における健康、およびそれを可能にする環境の達成」とすべき。
- ・地域包括ケアシステム構築について言及すべき。
- ・予防に必要な栄養についての施策も必要。
- ・アジア健康構想の推進に、新たに非感染性疾患の予防と管理の推進を追加することを提案。
- ・アジア地域の社会保障システム拡充へ向けた支援の実施を施策として加えるべき。
- ・未来の社会を担う子どもへの投資という視点が不十分。
- ・UHCの推進を通じた社会保障システム整備支援の実施を追記すべき。
- ・健康づくり、生活習慣病対策の推進にメンタルヘルスも追加すべき。
- ・国内、国外とも「性と生殖に関する健康及び権利の確保と推進(5.6)」を入れるべき。

●保健分野は、SDGsにおける中心テーマの一つです。日本政府は、SDGsの達成に貢献すべく「平和と健康のための基本方針」を策定しましたが、同方針では、生涯を通じた基本的保健サービスの切れ目のない利用の確立(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成)を政策目標の一つに掲げております。我が国が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいてもG7諸国の方針(『国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン』)としてUHCの推進、及び多様な保健課題解決への協力の方針が確認されております。このため、日本政府としては、日本の経験・知見を活かしつつ、これらの政策を実施する中でUHCの推進や、その他ご指摘を頂いた保健目標の達成に貢献していく考えです。また、国内の保健関係施策についても頂いた御意見を最大限踏まえる形で盛り込みました。

- ・福島原発事故による放射能汚染による健康被害の実態についての調査と情報開示を挙げてほしい。
- ・「少女または10代の若い女性」という項目を設け、若い女性の特別なニーズにこたえ、取り組むことを明示すべき。
- ・10代の少女と女性の人工妊娠中絶や自殺率の高さの改善等に向けてジェンダーの視点を強化すべき。
- ・感染症特HIV/エイズ対策でジェンダーの視点を強化すべき。
- ・住民参加による保健教育、健康増進の取組が重要。
- ・保健医療分野の国際協力は、人材育成やUHCの促進を含む、相手国の保健医療システムの強化に寄与するものでなくてはならない。

### 【3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション】

- ・「3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」及び「4 質の高いインフラ、強靱な国土の整備」は、いずれも旧来の「開発／発展」の考え方に囚われており、表現を再考すべき。
- ・新たな有望市場の創出や地域の活性化に「男女共同参画に基づく地域活性化」を入れるべき。(同旨多数)
- ・新たな有望市場の創出や地域の活性化について、次世代への継承と多様な世代の労働力の活躍を促進するために、将来の人材育成の推進計画も検討すべき。
- ・環境未来都市としての取組の幅は極めて多岐にわたるため、適切な優先課題の下に環境未来都市を記載することを検討すべき。
- ・成長市場へ女性が参加できなければ男女間の格差が更に拡大する。
- ・「女性の高度人材の育成(STEM教育等)」を追記してほしい。(同旨多数)
- ・食料システム強化に食料生産における女性の役割の重要性への認識に言及すべき。
- ・「ビジネスと人権に関する指導原則」の推進を国内の施策として追記し、国別行動計画の策定と実施もコミットに含めるべき。(同旨多数)
- ・都市と地方との交流による相互理解についても含めるべき。
- ・「包摂的な経済成長」および「ディーセント・ワーク」達成につながる具体的な施策に乏しい。ディーセント・ワーク、強制労働、及び不安定な雇用状態にある労働者の権利保護に関する施策が国内・国外ともない。

●「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく「希望を生み出す強い経済」を柱に包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び科学技術のイノベーションを進め、「質の高い成長」を推進していく考えです。また、成長市場に女性が参画していくことを支援するため、同プランに基づき多様な人材力の発揮を支援していくことを施策に追記しました。「ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定」も施策として追記しました。その他の御意見も取組を進める上での参考とさせていただきます。

#### 【4. 質の高いインフラ、強靱な国土の整備】

- ・第58回国連女性の地位委員会決議「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」に言及すべき。
- ・女性、障害者、外国人など「脆弱な立場におかれた人々」とみなされている人々の防災計画への参画の徹底すべき。
- ・環境省が提唱する生態系をいかした防災・減災(Eco-DRR)についても重点項目として位置づけるべき。
- ・防災の政策が国外向けのみに入っているが、国内においても、仙台枠組みが謳う多様なステークホルダーが参画する体制実現は依然として課題となっているところ、国内の取組に追加すべき。

●国内外における防災主流化に向けて、仙台防災協力イニシアティブの推進や「世界津波の日」の普及啓発といった取組を進めていきます。

#### 【5. 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会】

- ・流通業界等の商慣習の変更も併せて記載すべき。
- ・「消費者教育における消費者市民社会の理念等の普及」は教育関連の施策とすべき。
- ・食料自給率アップ等の観点から食育基本法について言及してもらいたい。
- ・原子力エネルギーへの依存をやめ、廃炉を進めるべき。
- ・「持続可能な公共調達の導入」を明記することを提案。(同旨多数)
- ・施策名を「ESG投資の促進等による環境および人権に配慮した事業活動の推進」及び「グリーン購入における人権面の強化および促進」とすべき。(同旨多数)
- ・企業等のすべてのサプライチェーンから児童労働と強制労働を撤廃すべき。
- ・施策名を「消費者教育における環境・人権に配慮した消費行動が行われる消費者市民社会の理念等の普及」及び「倫理的消費とその背景にある環境問題および児童労働・強制労働を含む人権問題の普及啓発」とすべき。(同旨多数)
- ・持続可能な生産消費形態の確保に関する国内施策について、倫理的消費の普及啓発に男女共同参画の視点を盛り込むべき。
- ・持続可能な消費と生産において、環境のみならず人権の視点も入れるべき。
- ・「消費者基本計画の推進」を加筆すべき。

●ご指摘も踏まえ、「消費者基本計画の推進」を施策として追記しました。

●今次実施指針に基づき、取組を進めていくに当たっては、頂いた御意見も踏まえ、経済・社会・環境の三つの分野から統合的解決の視点を持って取り組んでいきます。



- ・持続可能な生産と消費の形態の確保は、先進国日本として非常に重要な目標。
- ・グリーン購入について信頼のおける第三者国際認証の調達と購買行動に取り組むことが重要。
- ・循環型社会構築に向けた女性の先駆性に言及すべし。

## 【6. 生物多様性、森林、海洋等、環境の保全】

- ・「持続可能な生産消費形態の促進」について、優先課題の5のみに記載されているが、優先課題6にも挿入すべき。
- ・山岳地帯の保全、密猟の防止措置、外来生物の侵入防止措置、及び生物多様性のための財源確保を施策として含めるべき。(同旨多数)
- ・「倫理的消費の普及啓発」を「自然と調和したライフスタイルの意識」とし、慈悲の心を持つ態度を国民の中に養うべき。
- ・持続可能な食料生産について、植物を大量に消費する畜産の割合を下げることを検討すべき。例えば「和食の推進」など、肉中心から植物中心の食生活へ推進する施策を入れるべき。(同旨多数)
- ・環境保全に配慮した持続可能な農業を推進すべき。
- ・「国民の友愛・平和の雰囲気涵養の推進」など動植物を大切にすることを含めた施策に入れるべき。
- ・河川や森林、海洋に関する開発を際には生物多様性への配慮が必要。開発と保全を共に考えなければ、適切に持続可能な環境を保全することはできない。優先課題6のテーマに対する国土交通省の対応策も含めるべき。
- ・森林・海洋資源の項目に12. 8や12. aに関する施策を追加することを検討すべき。生産から消費を一体的に考える科学技術支援により、温室効果ガスの削減やロスの削減、高効率システムを生み出すことが重要。
- ・「エンドエコサイドJAPAN」を設立し、福島原発事故の収束において、国際社会の支援を受け入れる窓口を作るべき。
- ・「絶滅危惧種の保護、絶滅防止策の実行」、「ABSの推進」「海洋及び沿岸、陸域の生態系、淡水系生態系の回復のための取組」「生態系と生物多様性の価値を国や地方の計画策定、戦略、会計への組み込み」等の施策を加えるべき。
- ・持続可能な衣類品、衣類素材について、具体施策に含めてほしい。
- ・持続可能な畜産、動物福祉の実施に関連した具体施策に含めてほしい。

●今次実施指針に基づき、優先課題6に基づく施策を進めていくに当たっては、持続可能性の観点を踏まえつつ、頂いた御意見も参考に取り組んでいきます。

## 【7. 平和と安全・安心社会の実現】

- ・テロ対策、治安改善等支援を主体的行う省庁に法務省(入管)を入れるべき。国境警備としてノウハウ等も提供すべき。
- ・包括的な差別禁止法の制定、及び、パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の設立を検討すべき。
- ・「平和・安全・ガバナンス」の「国内」の項目に、「Open Government Partnershipへの日本政府の参加」を追加すべき。
- ・子どもに対する「あらゆる形態の暴力」の根絶を施策として含めるべき。(同旨多数)
- ・紛争・災害下の子どもを含む最も脆弱な立場に置かれた人々の権利の保障への取組を強化すべき。
- ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」に言及すべき。
- ・日本国憲法の本質と条文に基づき、世界の軍縮に貢献することに言及すべき。
- ・目標16の平和について、理念的、又は国民の意識を変えるような施策が欠けている。
- ・非暴力でかつ主体性を強化する子育てと教育を推進すべき。
- ・「家庭を含むあらゆる場面における体罰等の法的禁止」が明記されるべき。
- ・労働搾取の防止、人身取引被害者の保護・未然防止と被害者支援の強化に努める観点から、ILO「1930年の強制労働条約の2014年の議定書」の批准に向けた取組を記載すべき。
- ・「子どもに対する虐待、搾取、取引 及びあらゆる形態の暴力及び拷問の撲滅」を施策として追加すべき。
- ・「核兵器・大量破壊兵器の廃絶に向けて取り組む」ことを追記すべき。
- ・国内外の取組で女性に対する暴力撤廃を入れるべき。災害リスクの削減と管理にジェンダーの視点を盛り込むべき。(同旨多数)
- ・高い自殺率への対応を盛り込むべき。

●最も脆弱な立場におかれた人々の権利を守る観点から子供の不慮の事故を防止するための取組、児童の性的搾取等に係る対策、人身取引対策、及び児童虐待防止対策等を施策として記載しました。その他の御意見も取組を進めていく上で参考にさせていただきます。

## 【8. SDGs実施推進の体制・手段】

- ・「質の高い成長」の政策の中で、「インクルーシブな成長」を重要課題として位置付け、各種施策や案件形成・採択における同観点の重視が必要。
- ・「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を、(1)「人間の安全保障」に基づく貧困の解消 (2)「質の高い成長」を通じた経済・社会の公正な発展と記載すべき。
- ・「日本の強み」「日本らしい」の意味を具体的に明記したほうが良い。
- ・「人間の安全保障」を、SDGs実施推進の体制・手段の「重点政策」の最上位に明確に位置づけるべき。
- ・SDGs推進本部事務局機能強化のため、内閣官房に専門性を有する人材を関係各省から広く集め、権限を強化し、日本政府における司令塔として十分にイニシアティブを発揮できる体制強化が必要。
- ・SDGsのニーズに資する日本の知見や経験に基づいた協力を推進し、インフラ輸出ありきの現在の事業モデルはやめるべき。
- ・SDGsへのインパクトの確保を目指す案件形成とはいかなる事業モデルなのか不明確。援助協調における国別SDGsアセスメントや戦略策定の策定支援、その上での案件形成に加え、誰も取り残さないという観点を含んだSDGs評価を新規導入すべき。
- ・国際機関評価プロセスにおけるSDGs貢献度の評価基準化を盛り込んだことを歓迎。
- ・途上国のSDGs実施体制支援に関する施策が盛り込まれたことを歓迎します。現場への予算と人員配分を増やすことが不可欠。

- ・統計に関する二国間交流や技術支援、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)に対する支援の強化及び国連におけるSDGsの指標測定に関する協力が施策として盛り込まれたことを歓迎。統計研修分野への予算増額、また国連統計委員会への日本のさらなるプレゼンスの向上を期待。
- ・社会貢献債の発行について、インパクト評価の推進が不可欠。
- ・既存の円卓会議だけでなく、社会的マイノリティも含むすべての市民が対話と協議に参加することを提案。(同旨多数)
- ・SDGs実施推進に関する国内施策が少なすぎる。ほとんどが国際関係であり、MDGsからSDGsに移行した体制であるなら、国内施策(国と自治体との連携による推進、地域における自治体と市民との連携による推進、マルチステークホルダープロセスの具体的な手法)の充実が図られるべき。
- ・国民運動や政府、民間企業、市民組織、地方自治体、科学者コミュニティなどを通じた広報・啓発などを挿入することを提案。
- ・「SDGs実施のための持続可能な都市づくり支援」について、特に東日本大震災の被災自治地域については、マンパワーが不足しており、支援が必要。
- ・途上国を中心に人口動態や地球温暖化データ収集が不足しているため、これらを捕捉、収集し、整備するためのICTインフラ構築支援と協力を検討すべき。
- ・「透明性と説明責任」について、評価結果の公表・説明だけでなく、評価結果を当該政策に適切に反映させるべき。
- ・国際的約束の完全履行を加えるべき。
- ・SDGsの17ゴールを、「組織の社会的責任ガイドンスISO2600」の7つの中核主題(①組織統治:ガバナンス、②人権、③労働慣行、④環境、⑤公正な事業慣行:倫理・法令遵守、⑥消費者課題:品質、⑦コミュニティ参画及び開発)に沿って分類することを提案。
- ・資金動員について、革新的資金調達の一つとして国際連帯税の導入を検討すべき。(同旨多数)
- ・SDGs実施のための持続可能な都市づくり支援については、環境省だけでなく、外務省、農水省、国土交通省及びJICAとの関連性も明記し、日本の独自性ある持続可能な都市づくりを実現すべき。
- ・政府開発援助(ODA)の国際的数値目標(対GNI比0.7%)の達成に向けた道筋を示すべき。
- ・多国籍企業や富裕層の税金逃れを許さないタックスヘイブン対策を厳格に実施すべき。

●頂いた御意見も踏まえ、日本の開発協力事業の国際機関評価プロセスにおいてSDGsへの貢献度を考慮に入れることや二国間の新規開発協力案件についてSDGsの観点から評価を行うことなどを追記しました。また、途上国の実施体制構築や官民連携による取組も盛り込みました。

●「統計に関する二国間交流や技術支援、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)に対する支援の強化及び国連におけるSDGsの指標測定に関する協力」について、頂いた御意見を踏まえ、「国連におけるSDGsの指標測定に関する協力」に関する取組を具体化して明記しました。

●革新的資金調達の一つとしての国際連帯税の導入やタックスヘイブン対策は非常に重要な点ですが、SDGsには直接的な言及はありません。これらを取組の対象とすることは、対象が広くなりすぎる点でSDGs達成に向けた集中的な取組を進める観点からは、適切ではないと考えます。

●SDGsの達成には、国内実施と国際協力の両面において、経済、社会、環境の三側面から統合的に取組を進めていくことが不可欠です。SDGs推進本部としては、こうした認識の下、関係者間の連携を強化しつつ、NGOや民間企業を始めとする広範なステークホルダーと連携しながら同目標の達成に向けて尽力していく考えです。